

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンター（以下「当センター」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する事項について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に規定する評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当センターは、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、定例役員報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、必要のつど定額を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。

(定例役員報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の定例役員報酬額は、別表1に定める常勤役員俸給表のうちから評議員会の承認を得て定めた号俸による額を限度として、理事長が理事会の承認を得て定める。

- 2 常勤役員の報酬月額は、前項の報酬額を12で除した額とする。

(非常勤役員、評議員の報酬)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬は、理事長謝金、理事会等出席謝金、評議員会出席謝金及び監査謝金とし、別表2に定める額とする。

- 2 理事会等出席謝金は、理事会及び理事長が招集するその他の会議（評議員会を除く。）に出席した非常勤役員に支給することができる。
- 3 評議員会等出席謝金は、評議員会等に出席した評議員及び非常勤役員に支給することができる。
- 4 監査謝金は、監査の実施に対し、監事に支給することができる。

（退職金）

第6条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する退職金は、次に定める算式により算出される額以内とする。支給額は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第4条第2項の規定により定めた報酬月額×0.9×在職月数×12.5/100

（費用）

第7条 当センターは、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤役員が、通勤のために交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする場合には、当該役員が負担する運賃の額を通勤手当として支給し、その計算方法は当センター職員給与規程に準ずるものとする。

（公表）

第8条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改正）

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 財団法人都市づくりパブリックデザインセンター役員報酬規程及び財団法人都市づくりパブリックデザインセンター役員退職金支給規程は、この規程の施行の日に廃止する。

別表1（第4条関係）

常勤役員俸給表（単位：円）

号俸	報酬年額(千円)
1	4,000
2	6,000
3	8,000
4	10,000
5	11,000
6	12,000

別表2（第5条関係）

非常勤役員報酬、評議員報酬（単位：円）

区分	支給額		
理事長報酬	60,000円/月		
理事会等 出席報酬等	理事会等出席謝金 (1回当たり)	評議員会等出席謝 金(1回当たり)	監査謝金 (一日当たり)
理事	11,137円	11,137円	—
監事	11,137円	11,137円	11,137円
評議員議長	—	16,706円	—
評議員	—	11,137円	—